

2025（令和7）年度 介護保険サービス事業者等集団指導 配布資料

居宅介護支援事業所、（介護予防）地域密着型サービス事業所、豊岡市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号訪問・通所事業所の担当者の方へ

2026年3月23日（月） 13時30分～

豊岡市役所立野庁舎 多目的ホール

豊岡市健康福祉部 高年介護課

福祉監査課



目 次

資料 1 豊岡市からのお知らせ

資料 1 - 1 人員、設備及び運営に係る留意事項について

資料 1 - 2 指定第 1 号訪問・通所事業について

資料 1 - 3 介護給付費算定に係る留意事項について

資料 1 - 4 その他

資料 2 令和 8 年 6 月介護報酬の改定に伴う届出等の留意事項

資料 3 令和 7 年度運営指導における主な指摘・助言事項

資料 1 豊岡市からのお知らせ

資料 1 - 1

人員、設備及び運営に係る留意事項について

資料1-1 人員、設備及び運営に係る留意事項について

◆2021（令和3）年度介護報酬改定に係る経過措置が終了し、2024（令和6）年4月1日から義務化されたもの

■ 全サービス共通

- ・業務継続計画（BCP）の策定等（未実施減算新設）
- ・感染症の予防及びまん延防止のための措置
- ・虐待の防止に係る措置（未実施減算新設）

■ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅介護支援除く

- ・認知症に係る基礎的な研修の受講に関する措置

■ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のみ

- ・栄養ケア・マネジメントの充実
- ・口腔衛生管理の強化
（「特定施設入居者生活介護」 2027年度から義務化）

◆ 2024（令和6）年度介護報酬改定により義務化されたもの

■ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

・ 協力医療機関との連携体制の構築（2027年度から義務化）

介護保険施設について、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。

(1)要件（相談体制・診療体制の常時確保、入院受入体制の確保）を満たす協力医療機関を定めることを義務付ける（複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えないこととする。）。

その際、義務付けにかかる期限を3年とし、併せて連携体制に係る実態把握を行うとともに必要な対応について検討する。

(2)1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、市に提出しなければならないこととする。

資料1-1 人員、設備及び運営に係る留意事項について

◆ 2024（令和6）年度介護報酬改定により義務化されたもの

■ （介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

・ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

感染者の診療等を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症発生時における対応を取り決めるよう努めることとする。

また、協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務づける。

◆ 2024（令和6）年度介護報酬改定により義務化されたもの

■ 全サービス共通

・ 身体的拘束等の適正化の推進

- ・ 多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。
- ・ 訪問系サービス、通所系サービス、居宅介護支援及び介護予防支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。

◆ 2024（令和6）年度介護報酬改定により義務化されたもの

- （介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- ・ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。

◆ 2024（令和6）年度介護報酬改定により義務化されたもの

■ 全サービス共通

・ 「書面掲示」規制の見直し（2025年度から義務化）

事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表しなければならないこととする。

※ 4月1日から「高年介護課」が「高齢者支援課」と「介護保険課」に分かれる。苦情・相談窓口は「介護保険課」となる。

重要事項説明書等に記載の内容を修正する必要あり。

■ 全サービス共通

◆ 法令等の遵守について

- 事業者の役員並びに管理者及びその他の従業者は、関係法令等（人員、設備及び運営に関する基準あるいは介護給付費の額の算定に関する基準について、法令、厚生労働省通知、Q & Aなど）を熟知、適宜確認し、法令等に従って適正に事業を行うこと。
- 介護保険制度の改正、報酬改定、指定基準の見直し等が行われた場合には、内容を的確に把握し、職員研修を十分行い、適正な事業運営を行うこと。

※地域密着型サービスは原則として、その市町村が行う介護保険の被保険者のみがサービスを利用できるため、豊岡市民が市外の地域密着型サービス事業所を利用する場合、市外の方が豊岡市内の地域密着型サービス事業所を利用する場合は、事前に市町村の同意が必要となる旨に留意すること。

■ 全サービス共通

◆ 事故報告について

- 介護保険事業者・予防給付基準サービス事業者は、サービスの提供等により事故が発生した場合は、豊岡市に報告すること。
- 国の通知を受け、事故報告取扱要領及び報告書の様式を改正した。

※主な改正点：①報告書の提出を原則メールとした。

②国が示す様式に市の独自項目を加え新様式とした。

- 第1報は、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に事故報告書を提出し、事故処理の区切りがついたところで最終報告を行うこと。

○報告の範囲（取扱要領記載のフロー図を参照）

■ 全サービス共通

◆ 高齢者虐待の防止について

- 介護施設従事者等による高齢者虐待の例
 - ・ 身体的虐待（つねる、殴る、蹴る、身体を拘束し動きを制限する等）
 - ・ 介護、世話の放棄、放任（入浴させず異臭がする、ナースコールを遠ざける等）
 - ・ 心理的虐待（子供扱いするような呼称や言動・態度を取る、怒鳴る、自力で可能な食事を職員の都合で全介助する等）
 - ・ 性的虐待（性的行為を強要する、人前で排泄やおむつ交換をする等）
 - ・ 経済的虐待（金銭・財産を着服する、立場を利用して金銭を借りる等）
- 事業所に求められる取組み
 - (1) 介護従事者・職員全員に対し、所内研修等により高齢者虐待防止に関する事項の周知徹底を行うこと。
 - (2) 利用者や家族に対する苦情処理体制の整備と周知徹底状況の確認を行うこと。
（重要事項説明書による説明、事業所内の掲示、利用者や家族の認識の有無）
 - (3) 虐待が疑われる事案が発生した場合の対応を行うこと。
 - ①被虐待者とされる高齢者の心身状況の確認、保護、記録
 - ※介護記録、医療機関受診結果の記録、可能であれば本人に必要性を説明し同意を得た上で怪我等の写真を残す等心身の状態確認を行い、医療機関受診や虐待者からの保護等適切な対応を講じること。
 - ②発生と同時に速やかに市へ報告を行う。

資料1-1 人員、設備及び運営に係る留意事項について

■ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

◆ 入居者等に対する福祉用具の費用負担について

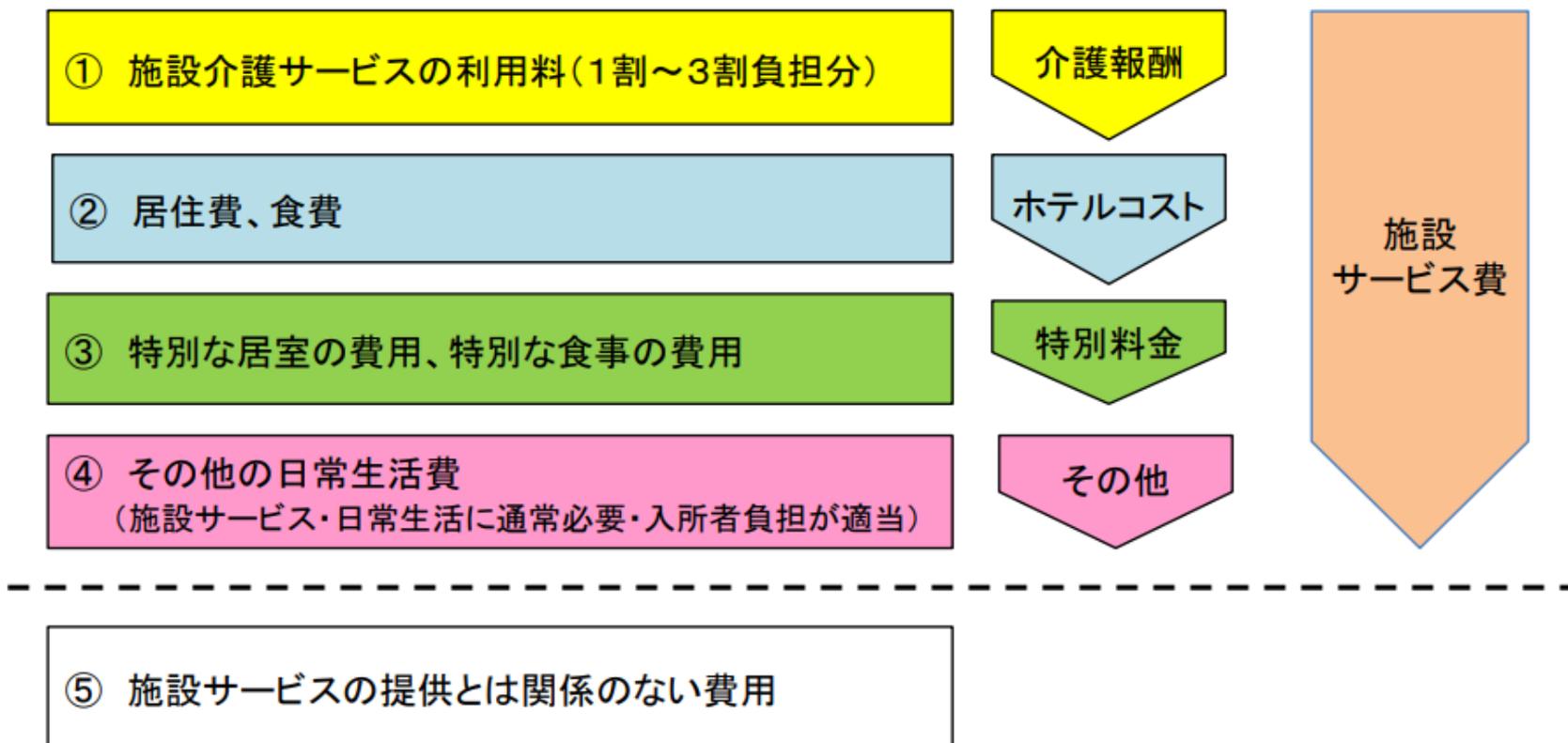
・ 特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護を受けている者については、その他の指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに係る介護給付費(居宅療養管理指導費を除く。)は算定しないものであること。

・ ただし、指定特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護の提供に必要がある場合に、当該事業者の費用負担により、その利用者に対してその他の居宅サービス又は地域密着型サービスを利用させることは差し支えないものであること。

■ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

◆ 入所者から支払いを受けることができる利用料
～「日常生活に要する費用」の取扱いについて～

○介護保険施設の利用料等の範囲



資料1-1 人員、設備及び運営に係る留意事項について

(1) 「その他の日常生活費」の定義

ア 入所者又はその家族等の自由な選択に基づく経費

イ 施設がサービス提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費

(2) 「その他の日常生活費」受領の基準・方法

ア 保険給付の対象となるサービスと重複しないこと

イ あいまいな名目でないこと

ウ 入所者又はその家族等の自由な選択に基づくものであり、事前に十分な説明を行い、同意（要書面）を得ていること

エ 実費相当額の範囲内であること

オ 内容と額を運営規程で定め、重要事項として施設内の見やすい場所に掲示すること

(3) 「その他の日常生活費」の徴収可能な範囲

ア 入所者の希望によって、日常生活に必要な身の回り品として施設が提供する場合の費用

※ 最低限必要な日用品のこと（歯ブラシ、シャンプー、タオル等）

・ 施設が単価を明示し入所者等の希望に応じて提供 → 徴収可

・ 入所者全員に同じ物を一律に提供し全員から同一金額を徴収 → 徴収不可

資料1-1 人員、設備及び運営に係る留意事項について

イ 入所者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを施設が提供する場合の費用

- ・ 任意のクラブ活動の材料費等 → 徴収可
- ・ 機能訓練の一環としてのクラブ活動、全員参加の行事の費用 → 徴収不可

ウ その他徴収可能な品目

- ・ 健康管理費（インフルエンザ予防接種に係る費用等、健康診断は介護報酬の中）
- ・ 預かり金の出納管理に係る費用
- ・ 私物の洗濯代（特養は除く）

(4)「その他日常生活費」と区別される「サービスの提供とは関係のない費用」

個人の嗜好に基づくもので、サービス提供とは関係のない費用については、適正な額による徴収は差し支えない。

※個人の趣味、嗜好品、専用の家電製品の電気代、希望者を募って実施する旅行代等

※利用者用の居室等におけるWi-fi等の通信設備の利用料も徴収可能

資料1-1 人員、設備及び運営に係る留意事項について

(5)「その他日常生活費」と間違えやすいもの（別途徴収できないもの）

ア 施設介護サービス費に含まれているもの

- ・ おむつ代（リハビリパンツ、失禁パンツ等も同様）
- ・ 私物の洗濯代（特養のみ）
- ・ 車いす代（既製品で対応できず特注品になる場合は徴収可）
- ・ 通常の通院送迎費用
- ・ その他、施設サービスの提供に必要な備品、介護用品

イ 食事の提供に係る費用に含まれているもの

- ・ 栄養補助食品
- ・ おやつ

■ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、
看護小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護

◆ 外部評価に係る運営推進会議等の活用について

- 外部評価を受ける場合は、次の事項に留意すること。

(1) 運営推進会議等を活用した評価を実施する場合には、市職員又は地域包括支援センター職員、サービスや評価について知見を有し公正・中立な第三者（事業者団体関係者、学識経験者、外部評価調査員研修修了者等）の立場にある者の参加が必要であること。

(2) 外部評価を行う運営推進会議等は単独で開催を行うこと。
※ 併設の地域密着型サービス事業所等との合同開催は不可

(3) 評価結果等の提出については、次のとおり行うこと。
・ 外部の評価機関による評価を受審した際は、これまで同様、評価結果、目標達成計画を市へ提出すること。 ※（介護予防）認知症対応型共同生活介護のみ
・ 運営推進会議等を活用した評価を実施した際は、4月末までに前年度の評価結果を市へ提出すること。

■ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護

◆ 外部評価の受診頻度緩和について

- 下記の条件を満たす場合は、市から認定を受けることで、2年に1回の評価の受審で足りることとする。

(1) 過去に外部評価（第三者評価）を5年間継続して実施していること。

※ただし、過去5年間の間に受審頻度緩和の認定を受けている場合は、2年に1度受審していることで2年継続して受審しているとみなす。

※運営推進会議による評価については、原則受審頻度緩和の対象とはならないが、令和3年度実施分のみ運営推進会議による評価も対象とする。

(2) (1)により実施した「自己評価及び外部評価（第三者評価）結果」及び「目標達成計画」を、受審頻度緩和の認定を受けようとする年度の前年度において豊岡市に提出していること。

(3) 運営推進会議が、前年度に6回以上開催されていること。

(4) 前年度に開催された運営推進会議に、豊岡市の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。

(5) 「自己評価及び外部評価（第三者評価）結果」のうち、外部評価項目の2（事業所と地域とのつきあい）、3（運営推進会議を活かした取り組み）、4（市町村との連携）、6（兵庫県が公開する第三者評価項目の9）（運営に関する利用者、家族等意見の反映）の項目の実施状況が適切であること。

資料 1 豊岡市からのお知らせ

資料 1 - 2

指定第 1 号訪問・通所事業

・介護予防ケアマネジメントについて

■ 指定第1号 訪問・通所事業 介護予防ケアマネジメント

◆介護職員等処遇改善加算について

2026年6月1日～

- 介護職員等処遇改善加算 **変更** (訪問・通所)
- 介護職員等処遇改善加算 **追加** (介護予防ケアマネジメント)

サービスコード表は、後日、準備ができ次第、市ホームページに掲載します。

- ▶ (トップページ > 高齢・介護 > 介護事業者の方へ > 【事業者用】介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード表)
- ▶ <https://www.city.toyooka.lg.jp/koreisha/kaigojigyo/1002021.html>

■ 指定第1号 訪問・通所事業 介護予防ケアマネジメント

(参考) 令和7年7月17日老発0717第6号厚生労働省老健局長通知「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」の一部改正について

厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001285187.pdf>

(参考) 令和7年7月17日老発0717第5号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」の一部改正について

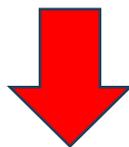
厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001285185.pdf>

(参考) 令和7年7月17日老認発0717第3号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)の実施及び介護予防手帳の活用について」の一部改正について

厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001284398.pdf>

豊岡市の介護予防・自立支援に関する方向性と取り組みについて

高齢者が住み慣れた地域で、
自分らしい暮らしを実現する



65歳からセルフケア
85歳の壁を越え
100歳の未来へ

1. 背景

「してもらう」安心のためのサービス利用

本人・家族の視点



デイサービスが唯一の楽しみ



こけるのが心配、ヘルパーさんにしてもらった方が安心



(家族) デイに行ってもらいと安心



もう年だから、目標なんてない



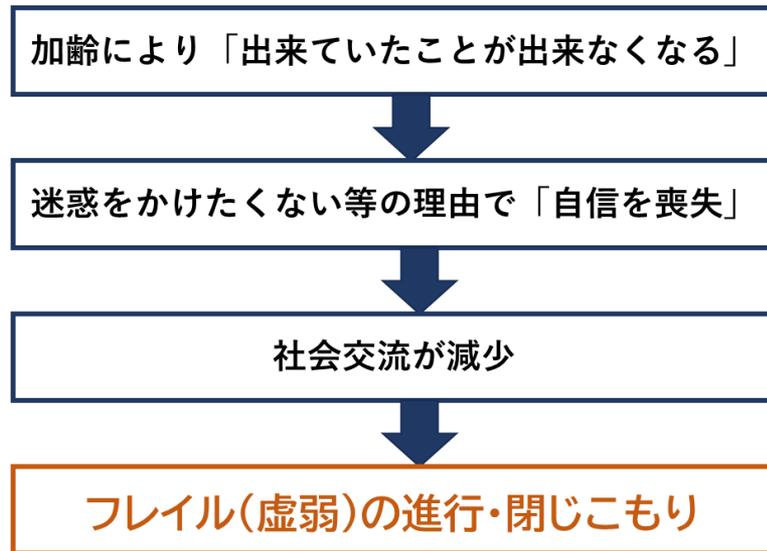
【現状】

従前相当サービスへのニーズが軽度者でも多く、**専門職主導の関わりが中心**

1. 背景

「してもらおう」安心のためのサービス利用

負のスパイラル
(Negative Spiral)



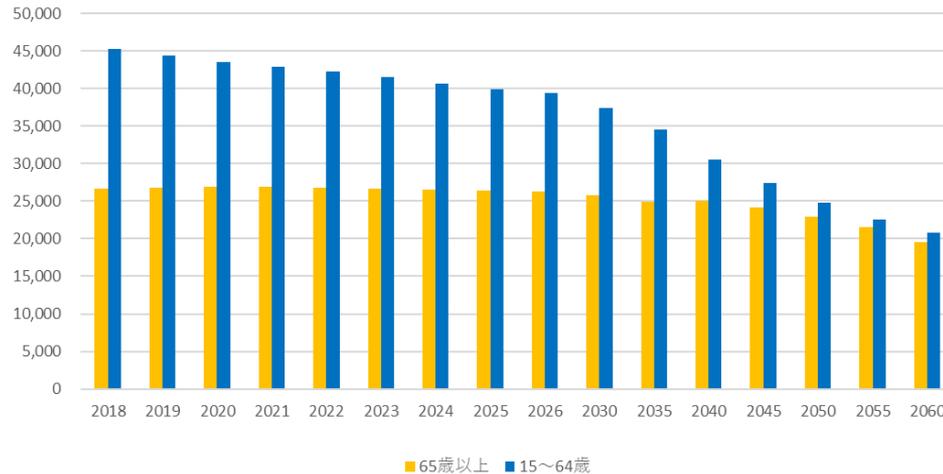
【現状】

負のスパイラルを断ち切ることが難しく、「してあげる」サービスにより、高年齢者の役割の維持や地域活動への参加の機会を妨げる要因となっている

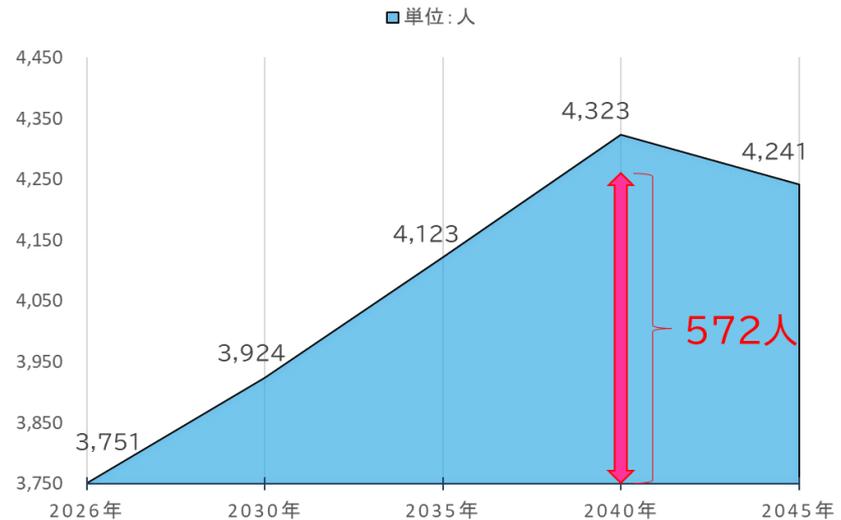
1. 背景

介護人材不足

豊岡市の人口推計豊岡市の人口推計(単位:人)



2040年に向けて生産年齢人口が激減し、
介護職員、看護職員、その他職員
合わせて、
572人が不足する見込みです。

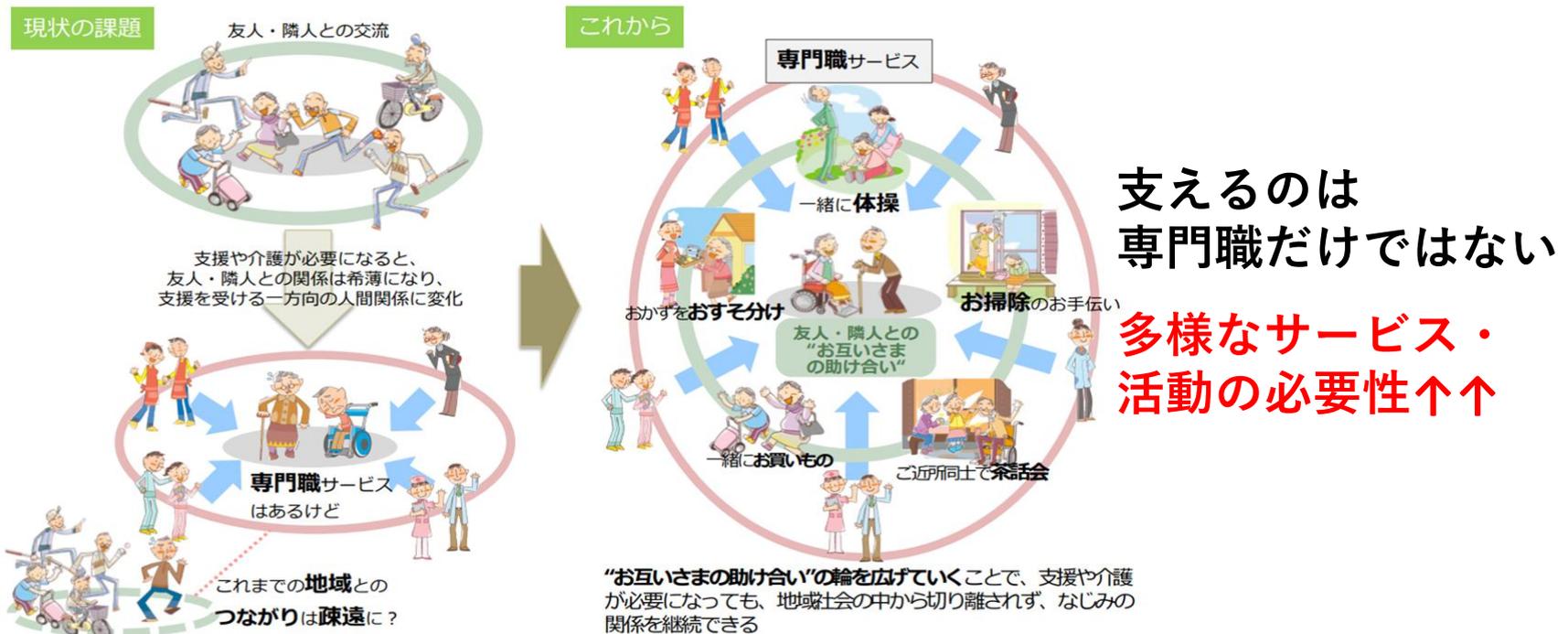


1. 背景

総合事業ガイドラインの一部改正

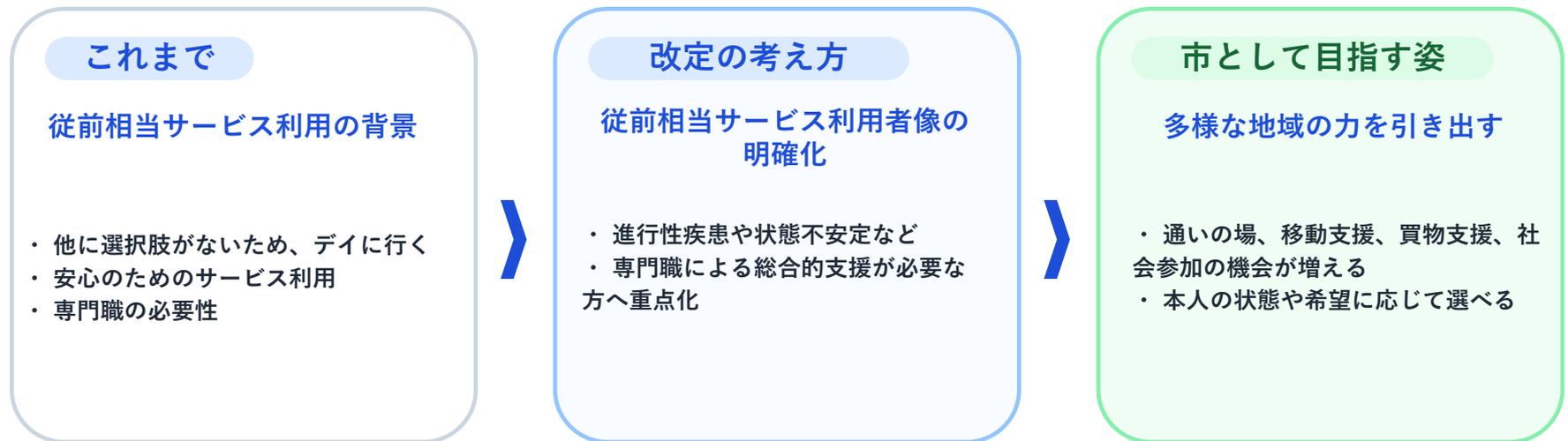
従前相当サービス

- 専門職による専門的な支援ニーズに総合的に応えるサービス
- 想定される対象者は、進行性疾患や病態が安定しない者など
- サービス内容は総合的なものであるほか一定の制約あり



2. 豊岡市の介護予防の方向性

「地域みんなでチームとなって創る 本人が自分らしく
(専門職やその他の民間事業者、地域など) 活動を選べるまちづくり」



今後は高齢化により介護ニーズが増える一方、介護人材の確保はますます困難になります。
地域の多様な受け皿を広げつつ、従前相当サービスは必要な方に適切に提供していく。

2. 豊岡市の介護予防の方向性

リエイブルメント

ふたたび自分でできるようになること

リエイブルメント型の短期集中予防サービス

これまでの「してあげる支援」から



**元の生活を取り戻し、
高齢者の自信も取り戻すことができる支援へ**

3. 現在の取組み

入口でのアセスメントと振り分け

豊岡チェックシートの活用

運動からだ元気塾参加要件確認

		該当	非該当
1	介助なしで、タクシーに乗降と会場までの移動が可能 (杖や歩行器を使用しても上記が可能であれば「はい」とする)	はい	いいえ
2	認知症状がない (ある場合でも、日にちや曜日がわかって、元気塾に通うことができれば「はい」とする)	はい	いいえ
3	在宅酸素やカテーテル、透析、神経難病、がん末期等、特別な医療を受けていない	はい	いいえ
4	排泄行為において、自らトイレに行くことが可能で失敗等ない	はい	いいえ

1～4 全てに該当する場合は下記についても確認
リハ訪問+基本チェックリスト実施

追加質問(基本チェックリスト運動器より)

5	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	いいえ	はい
6	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	いいえ	はい
7	15分くらい続けて歩いていますか	いいえ	はい
8	この1年間に転んだことはありますか	はい	いいえ
9	転倒に対する不安は大きいですか	はい	いいえ

元気塾参加要件に該当 ➔ 元気塾参加

住宅改修 福祉用具選定・使用相談 運動内容提案等



とよおかの介護予防が変わります！

豊岡市では、「65歳からセルフケア85歳の壁を越え100歳の未来へ」を目指して、これまでの「運動からだ元気塾」の取組をパワーアップさせ、人生100年時代に適応した取組に変わります。出来なかったことを取り戻し、住み慣れた街で、支え合い自分らしく生きる取組です。

1 窓口



日常生活の困りごとや身体
の状況をお聞きし、必要な方
に対して適切な支援をご案内
します。

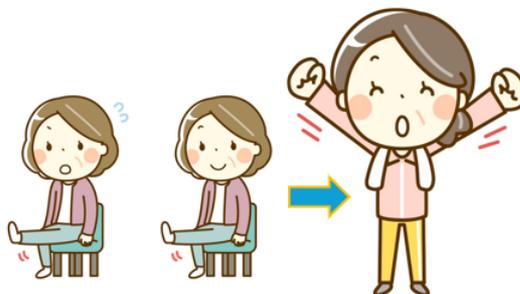
2 訪問



理学療法士とケアマネ
ジャーがご自宅を訪問し、
生活や身体の状態を確認
し、一人一人に応じた適切
な目標を提案します。

基本的なサービスの流れ

3 運動からだ元気塾 (6カ月)



ご利用の方と話し合いながら、目標
に沿ったプログラムを実施していき
ます。

また、普段のご自宅での過ごし方
なども提案します。

注意：サービスを利用するには、
介護認定などの要件がありますのでお問合せください。

4 運動からだ元気塾 卒業後の進路



卒業後のフォローを行います。
また、ご自宅でのセルフケアの
方法を伝授します。

ご自身は、地域の玄さん元気
教室やボランティア、趣味、畑仕
事など、好きなことを選んで、
住み慣れた地域でいきいきとし
た生活を送ります。

問合せ先：豊岡市高年介護課 TEL29-0055 FAX29-3144

4. 今後の展開と地域づくり (第10期介護保険事業計画に向けて)

● アセスメントの充実と専門的支援の重点化

- ・ アセスメントと振り分けの強化
- ・ 従前相当サービスの重度者や病態が不安定な方などへ重点化

● 在宅生活を支える新たな多様なサービス・活動の検討

- ・ リエイブルメントを目指しても、環境（入浴・移動等）の理由で在宅継続が困難なケースに対応するため、新たな総合事業等の検討を行う

● 事業所の皆様との連携強化と対話の実施

- ・ 2026度の「地域リハビリテーション活動支援事業」を活用し、各通所系事業所を訪問予定（2026.4月～6月頃）



資料 1 豊岡市からのお知らせ

資料 1 - 3

介護給付費算定に係る留意事項について

■ 退院・退所加算

【居宅介護支援】

(1) 単位数・算定要件等

退院・退所加算（Ⅰ）	退院・退所加算（Ⅱ）	退院・退所加算（Ⅱ）
<p>イ 450単位 病院等の職員からカンファレンス以外の方法により、情報提供を1回受けていること。</p> <p>ロ 600単位 病院等の職員からカンファレンスにより、情報提供を1回受けていること。</p>	<p>イ 600単位 病院等の職員からカンファレンス以外の方法により、情報提供を2回以上受けていること。</p> <p>ロ 750単位 病院等の職員から2回情報提供を受けていること。 うち1回以上はカンファレンスによること。</p>	<p>900単位 病院等の職員から3回以上情報提供を受けていること。 うち1回以上はカンファレンスによること。</p>

- 初回加算を算定する場合は算定できない。
- 原則として、退院・退所前に利用者に関する必要な情報を得ることが望ましいが、退院後7日以内に情報を得た場合には算定可能。
- 退院・退所加算については、入院又は入所期間中1回のみ算定することができる。
- 面談はテレビ電話装置等を活用して行うことができる。
- カンファレンスは、診療報酬の算定方法別表第1医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3の要件を満たすこと。

■ 退院・退所加算

【居宅介護支援】

(2) カンファレンス要件(病院又は診療所を退院する場合)

必須

① 入院中の保険医療機関

医師

又は

看護師
等

②～⑥のうちいずれか3者以上が参加すること、且つ②、③いずれかの参加は必須

② 在宅療養医療機関

医師

若しくは

看護師
等

③ (②の指示を受けた) 訪問看護ステーション

看護師
等(※)

若しくは

理学
療法士

若しくは

作業
療法士

若しくは

言語
聴覚士

※准看護師を除く

④ 介護支援専門員

介護
支援
専門員

⑤ 保険医

歯科
医師

若しくは
その指示を受けた

歯科
衛生士

⑥ 保険薬局

保険
薬剤師

資料 1 豊岡市からのお知らせ

資料 1 - 4

その他

■ 負担割合情報の問い合わせ対応の見直し

➤ 開始時期

2026年4月以降の要介護(要支援)認定から

➤ 情報提供できる者

①被保険者及び被保険者家族、

②居宅介護支援事業所、 ③介護保険施設事業所

※上記以外の居宅サービス事業者等は、①若しくは②を通して確認してください。

➤ 条件

被保険者との契約(利用)が確認できること。

例)居宅サービス計画依頼届の提出がある場合、

住所変更や施設入所届等により、施設への入居が明らかである場合

※ただし、当面の間、負担限度額認定情報は、電話での問い合わせ対応はしません。
引き続き、被保険者宅等へ郵送した負担限度額認定証で確認をお願いします。

■ 介護給付費請求取り下げオンライン手続きの開始

➤ 開始時期

2026年4月1日受付分から
4月通常過誤から対応します。

➤ 提出締切日

通常過誤:毎月15日 同月過誤:毎月**25日**

締切りの日が閉庁日の場合は、直前の開庁日が締切日です。

※国保連の審査確定以降に、介護給付費明細書返戻依頼書を提出してください。

➤ 提出方法

①書面受付(窓口または郵送)、 ②オンライン受付

(注) オンライン受付の開始に伴い、FAXでの受付は廃止します。

詳細は、市ウェブサイトをご確認ください。

2026年4月1日更新予定

<https://www.city.toyooka.lg.jp/koreisha/kaigojigyo/1002009.html>

